ハ　首都圏発着（観光施設提携型）④
第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから伊勢原ジャンクション（供用開始されていない場合は、厚木インターチェンジまでとする）までの区間、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川インターチェンジから海老名南ジャンクションまでの区間並びに茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジ（供用開始されていない場合は、海老名南ジャンクションまでとする。以下同じ。）までの区間並びに厚木南インターチェンジから伊勢原北インターチェンジ（供用開始されていない場合は、厚木南インターチェンジまでとする）までの区間及び一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間。

ニ　名古屋発着（観光施設提携型）①③
中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの区間並びに小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の守山スマートインターチェンジ（供用開始されていない場合は、春日井インターチェンジまでとする）から小牧インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の五斗蒔スマートインターチェンジからせと赤津インターチェンジまでの区間。

ホ　名古屋発着（観光施設提携型）②④
第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから豊田ジャンクションまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから東海インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田藤岡インターチェンジから豊田東ジャンクションまでの区間。

②　周遊エリア

イ　首都圏発着（観光施設提携型）①②、首都圏　小田原・西湘周遊（観光施設提携型）
第一東海自動車道の厚木インターチェンジから裾野インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道厚木インターチェンジから一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジまでの区間、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジから小田原西インターチェンジまでの区間及び一般国道１号（西湘バイパス）の西湘二宮インターチェンジから箱根口インターチェンジまでの区間。

ロ　首都圏発着（観光施設提携型）③④
第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジ（供用開始されていない場合は、御殿場インターチェンジまでとする）から焼津インターチェンジまでの区間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから藤枝岡部インターチェンジまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間。

ハ　名古屋発着（観光施設提携型）①②
第二東海自動車道横浜名古屋線の森掛川インターチェンジから新城インターチェンジまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間及び第一東海自動車道の掛川インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間。

ニ　名古屋発着（観光施設提携型）③④
第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから新城インターチェンジまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間及び第一東海自動車道の浜松インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間。

ホ　名古屋　静岡中部周遊（観光施設提携型）
第二東海自動車道横浜名古屋線の新富士インターチェンジから森掛川インターチェンジまでの区間並びに新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間及び第一東海自動車道の富士インターチェンジから掛川インターチェンジまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

２．企画割引「2018山梨ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①
⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊②
⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊③
⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊①
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊②
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊③
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊①	3,900円	4,900円
首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊②	3,500円	4,400円
首都圏発着（観光施設提携型）諏訪・北杜周遊③	4,300円	5,400円
首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊①	5,000円	6,200円
首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊②	4,600円	5,700円
首都圏発着（観光施設提携型）中信・山梨周遊③	5,400円	6,700円